

平成 29 年 8 月 15 日

鈴川支店の臨時休業に関する公告

山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号
株式会社 きらやか銀行
取締役頭取 栗野 学

株式会社きらやか銀行は、店舗移転に伴う作業のため鈴川支店を臨時休業しますので、定款 5 条及び銀行法第 16 条第 1 項に基づき公告いたします。

記

1. 業務を停止する営業店

(1) 営業店の名称

鈴川支店

(2) 所在地

山形県山形市鈴川町 3-15-72

2. 休業期間

平成 29 年 9 月 15 日（金）15 時から終日

3. 休業する業務

現金自動預払機（A T M）

4. 営業再開予定日

鈴川支店は 9 月 19 日（火）より店舗を北営業部に移転して営業いたします。

A T Mにつきましては 9 月 16 日（土）より現在地にて営業再開いたします。

これまで以上にサービス向上に努めてまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

移転日	移転場所
平成 29 年 9 月 19 日（火）	山形県山形市大野目 3-1-11（北営業部内）

以 上